

次世代住宅ポイント制度について

○制度の概要

2019年10月の消費税率引上げに備え、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るため、税率10%で一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する。

○ポイント発行

「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅の新築・リフォーム（10%適応される住宅）。

新築：1戸あたり上限**35**万ポイント　リフォーム：1戸あたり上限**30**万ポイント

※上限特例

①若者・子育て世帯がリフォームを行う場合、上限を**45**万ポイントに引上げ（既存住宅の購入を伴う場合は、上限**60**万ポイント

②若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限**45**万ポイント

○予算（2019年度予算）

新築：1032億円　リフォーム：268億円

○スケジュール

・ポイント発行申請

申請開始　2019年6月3日

申請期限　予算の状況に応じて公表（遅くとも2020年3月31日）

（ポイントは予算がなくなり次第終了）

○商品交換申込期間

2019年10月1日～2020年6月30日

○申請受付窓口

10月1日より中央支部で受付申請窓口を開設（住宅保証機構との委託契約）

次世代住宅ポイントの申請は お済みですか？

申請は令和2年
3月31日まで！

あっ、申請
忘れてた…

早く申請して！

次世代住宅ポイントとは

🏠 **新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当**のポイントが発行されます。

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

🏠 ポイントは、**様々な商品***に交換できます。

🏠 すまい給付金や住宅ローン減税と**併用**できます。

*ポイント交換可能な商品は随時追加されております。具体的な商品の内容については、事務局ホームページでご確認ください。

次世代住宅ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。
原則として令和元年度末までの契約・着工が対象となります。

※災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合、着工期限は令和2年6月30日です。

申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。(予算の執行状況は事務局ホームページで確認できます)

申請期限等の詳細は裏面へ ▶

次世代住宅ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。 原則として令和元年度末までの契約・着工が対象となります。

※災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合、着工期限は令和2年6月30日です。

申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。(予算の執行状況は事務局ホームページで確認できます)

申請に必要な書類に不備・不足が無いことをご確認の上、申請してください。

※申請書類に不備・不足等ある場合は、申請を受付できません。

窓口申請の場合

令和2年3月31日までに受付窓口で申請書類の受け取り(受付証の発行)が行われた申請が対象。

※受付時間は、受付窓口により異なりますので、事前にご確認ください。
※申請期間の終了間際は、混雑が予想されます。
余裕をもって申請を行ってください。

郵送申請の場合

事務局が申請を受理した日が令和2年3月31日以前である申請が対象。

※消印日が申請期限内であっても、私書箱への到着が申請期限後となった場合は受付されません。
※書類の到着状況は申請者側で確認できるよう、必ず、配達記録が残る方法で郵送してください。

参考 次世代住宅ポイントの対象となる期間等

		注文住宅の新築リフォーム		新築分譲住宅の購入	完成済新築分譲住宅*の購入
		10%	8%	10%	10%
対象期間	契約日	工事請負契約日 平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	工事請負契約日 平成30年12月21日 ～平成31年3月31日	工事請負契約日 平成30年12月21日 ～令和2年3月31日 不動産売買契約日 平成30年12月21日 ～令和2年3月31日	不動産売買契約日 平成30年12月21日 ～令和元年12月20日
	建築着工/ 工事着手日	工事請負契約 ～令和2年3月31日	令和元年10月1日 ～令和2年3月31日	工事請負契約 ～令和2年3月31日	—
	引渡日	令和元年10月1日～	令和元年10月1日～	令和元年10月1日～	令和元年10月1日～

*平成30年12月20日までに建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行された新築分譲住宅

建築着工/工事着手時期について 詳細は事務局ホームページをご覧ください。

災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合における、建築着工/工事着手の期限は令和2年6月30日です。ただし、ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。

※1,000万円未満のリフォーム工事について、災害等やむを得ない理由により工事の完了が困難と認められる場合における、工事完了の期限は令和2年6月30日です。

次世代住宅ポイント事務局

 0570-001-339

受付時間:9時～17時(土・日・祝を含む) 一部のIP電話等からは 042-303-1553

※電話番号はお間違えの無いようお願いいたします。

次世代住宅ポイント制度

検索

<https://www.jisedai-points.jp>